

## 別紙 1 長崎県内産資材及び長崎県内下請企業を使用しない理由及び説明資料一覧

### WTO対象とならない工事

長崎県内産資材及び長崎県内下請企業を使用しない理由		説明資料
資材	該当する資材が、県内生産品には存在しない。	県内に営業所をもつ建設資材を取り扱う商社の2社以上からの「該当資材の県内生産品を取り扱っていない旨」の証明書ただし、説明資料の要・不要については、別紙5のとおりとする。
	県内生産品はあるが、需要に対する生産能力がない。	県内に営業所をもつ建設資材を取り扱う商社の2社以上からの「該当資材の県内生産品を調達できない旨」の証明書
	県内生産品の価格が、設計単価より高価である。	県内に営業所をもつ建設資材を取り扱う商社の2社以上からの見積書
	県産木材による材木・木製品を使用する。	県内で伐採された木材であることが分かる証明書や納品書等の写し (県産木材証明書・合法木材証明書など)
	長崎県リサイクル製品等認定制度による認定製品を使用する。	調達予定資材の認定書の写し
	資材の性能が、県外産品の方が優れている。	具体的な理由を記載した理由書
下請	県内企業に準ずるものである。	次に掲げる1・2の両方を満たすもの。 1. 長崎県内の営業所等の営業年数が、5年以上あることを証明できる書類 (登記簿の写しなど。会社のパンフレットは不可) 2. 長崎県内の営業所等で雇用している従業員の5人以上が、長崎県内に住所を有していることを証明できる書類 (保険証の写しなど)
	特殊工法であるため、県内で施工できる業者がいない。	県内に主たる営業所を持つ建設業2社以上からの「施工できない旨」の証明書
	工程や所有する仕事量等の理由により、県内で施工できる業者がいない。	県内に主たる営業所を持つ建設業2社以上からの「施工できない旨」の証明書
	県内業者による下請が、県の設計より高い。	県内に主たる営業所を持つ建設業2社以上の見積書 長崎県の積算基準に基づいて積算した下請予定部分の積算内訳書
共通	県外の施工業者の方が、県内の施工業者より施工能力が優れている。	具体的な理由を記載した理由書
共通	その他 真にやむを得ない理由がある場合	その他 具体的に理由が分かる資料

※離島地区において管内下請企業を使用しない場合の説明資料を不要とする工種については、別紙6のとおり